

シニア限定(50歳以上)

住宅資産を有効活用して充実したセカンドライフを 「マイホーム借上げ制度」のご案内

JTIの「マイホーム借上げ制度」なら終身借上げで家賃保証
安定した賃料収入で、夢が広がります

住みかえ資金に

駅近マンションで楽々シティライフ
自然を満喫できる田舎暮らし
故郷にUターン

もうひとつの年金として
老後のために



安心の終身家賃保証！

「マイホーム借上げ制度」でセカ

有限責任中間法人 移住・住みかえ支援機構 (JTI) の「マイホーム借上げ制度」は、シニアの皆さま (50歳以上) のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく住みかえや老後の資金として活用することができます。

「マイホーム借上げ制度」の特徴

マイホームがもうひとつの「年金」に

最長で終身借上げ、空き家の際も最低家賃を保証

万一に備え、国の基金があるから安心

売却しないので家に戻ることも可能

ハウジングライフ (住生活) プランナーがしっかりサポート

借上げられた住宅は子育て世帯などに転貸。
あなたのマイホームが若い世代をサポート

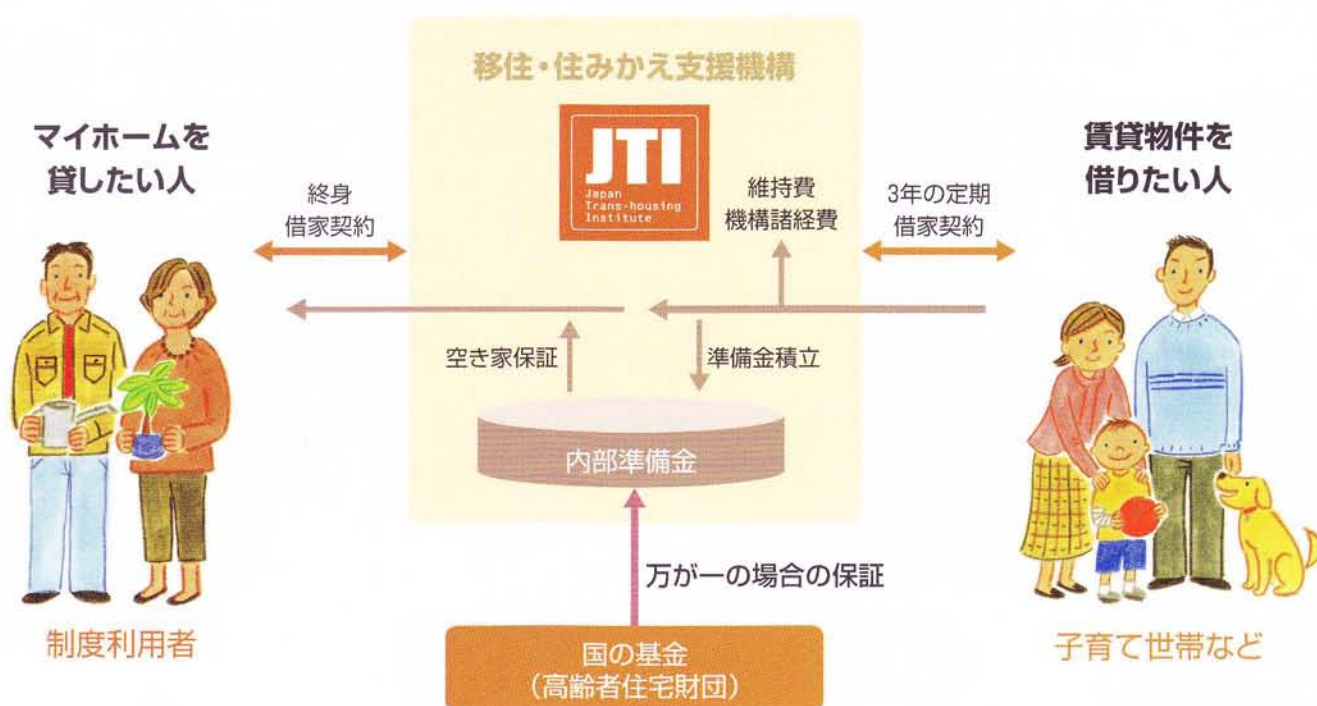
ご利用の条件

- 日本に居住する50歳以上の方 (原則として国籍は問いません)、または海外に居住する50歳以上の日本人。
- 住宅が共有の場合は全員の承諾を得られること。
- 住宅に一定の耐震性が確保されていること。
- 土地や建物に抵当権などが設定されていないこと。 ※詳しい条件についてはJTIにお問い合わせください

シニアライフの夢が広がります

「マイホーム借上げ制度」のしくみ

皆さまの家が社会の財産として活用されます



制度利用者のメリット

- JT-Iがマイホームを最長で終身借上げ、安定した家賃収入を保証します。
- マイホームがもうひとつの「年金」になります。
- 入居者との契約期間が3年単位なので、マイホームに戻ることも可能です。
- 家を長持ちさせるメンテナンス費用を、家賃収入でまかなうこともできます。

子育て世帯など家を借りる人のメリット

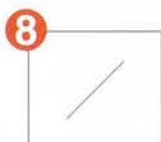
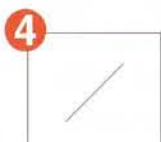
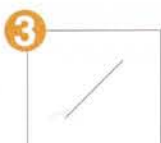
- 良質な住宅を、相場より安い家賃で借りられます。
- 敷金や礼金の必要がありません。(契約時の仲介手数料は必要となります)
- 壁紙など、一定の改修が可能です。
- 3年ごとに優先して再契約ができます。

お申し込みからご契約まで

ハウジングライフ(住生活)プランナーが契約成立までお手伝いします。制度や住みかえについてお気軽にご相談ください。

マイホーム借上げ制度に興味がある

スケジュール



よくある質問

Q. どんな家でも借上げてもらえますか？

A. 借主の安心のために、少なくとも一定の耐震性が確保されている住宅であることが前提となります。特に、1981年6月の「新耐震基準」の適用以前に着工された住宅については、原則として耐震診断を受けていただきます。この他、水回りの不具合や雨漏りなどがないかを検査した上で、賃貸のために補修が必要と判断された場合は、最低限の補修をしていただくこともあります。また、現在住んでいない家やマンションなども借上げの対象となります。

Q. まだ家のローンが残っているが、「マイホーム借上げ制度」を利用できますか？

A. 対象住宅に関する既存債務が完済し、抵当権なども抹消されていることが必要です。ただし、受け取り家賃から返済できるJTI提携ローンに借り換えれば「マイホーム借上げ制度」を利用することもできます。(このJTI提携ローンは、その他にも、耐震診断の結果、補強工事の必要があるとされた場合の工事費用や、移住先購入資金などにあてることができます)

Q. 配偶者が50歳未満だが、制度は利用できますか？

A. 利用可能です。なお、主たる利用者が亡くなった時点で50歳に達していない場合には、50歳に達するまで家賃保証を受けられないことがあります。

Q. 制度に申し込めば、すぐに毎月家賃保証を受けられますか？

A. 制度利用の開始時期は、最初の転借人が入居した時点からになりますので、借上げ家賃が支払われるのはその時点からになります。制度利用の申し込みと同時に家賃が保証されるわけではありません。

Q. ずっと終身で借上げてもらえますか？逆に、いつでも解約して家に帰れますか？

A. 制度利用者が亡くなるまで借上げる「終身借上げ」です。あらかじめ帰宅時期を決めたい場合は、特定の時期までの借上げも可能です。また、移住・住みかえ後に元の住宅に戻りたくなった場合は、その時点で有効な転貸契約が満了した時点で、賃貸契約を終了させることができます。

Q. ハウジングライフ(住生活)プランナーとは何ですか？

A. (財)高齢者住宅財団が適当と認める移住・住みかえに関連する様々な分野の講習を受講、審査に合格し、JTIに登録した者を指します。マイホーム借上げ制度の説明だけでなく、住みかえ全般に対してアドバイスを致します。

Q. 住みかえ先の情報も教えてもらえますか？

A. JTIの会員にご登録いただいた方には、移住・住みかえ支援を実施している地方公共団体などから得た様々な情報を、ニュースレターやメールマガジンなどによって提供いたします。

JTIの「情報会員」にご登録ください

「マイホーム借上げ制度」のご利用を検討される方、あるいはより詳しい情報をご要望の方は、JTIの情報会員にご登録をお願いします。情報会員には、会報やメールなどを通じて移住・住みかえに役立つ情報などをお伝えしてまいります。所定の情報会員登録カードに必要事項を記入し、JTIにご提出いただくことで会員登録されます(無料)。

〈情報会員登録カードのご請求、マイホーム借上げ制度へのお問い合わせは、下記まで〉

移住・住みかえ支援機構コールセンター 電話 **03-5425-5576** (平日 午前9時～午後5時)

〈制度についてよくわかる、移住・住みかえ支援機構ホームページは〉 <http://www.jt-i.jp>

※ホームページからお問い合わせいただけます。

私たちは移住・住みかえを通して 日本のシニアを応援します



有限責任中間法人
移住・住みかえ支援機構

機構概要

(平成20年2月現在)

【法人名】	有限責任中間法人 移住・住みかえ支援機構	
【英文名】	Japan Trans-housing Institute (JTI)	
【設立】	平成18年4月18日	
【住所】	〒102-0093 東京都千代田区平河町1-7-20 平河町辻田ビル5F	
【基金】	2100万円	
【代表理事】	大垣尚司(立命館大学教授)	
【協賛社員等】	株式会社アバマンショップホールディングス 京王グループ 三栄ハウス株式会社 株式会社スペース 住友林業グループ スルガ銀行株式会社 セキスイハイムグループ(積水化学) 積水ハウスグループ 第一生命保険相互会社	大和ハウスグループ 賃貸不動産管理業協会 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 パナホームグループ 有限会社バリュー・クリエーション フリージアホーム株式会社 ミサワホームグループ 株式会社リプラス

(五十音順)